

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	被 害 者	事 件 の 概 要
1	教育委員会	31. 1. 11	円 498,600	高津区在住者	平成17年10月31日、市立学校の体育館で、合同集会の活動中、被害者が、障害物リレーで跳び箱を飛び越えた際、体勢を崩して落下し、負傷したもの
2	教育委員会	31. 1. 17	円 937,825	宮前区在住者	平成30年6月27日、市立学校敷地内で、本市職員が、正門付近の塀の塗装作業中、塗料が飛散し、当該学校の駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車を汚損させたもの